

指定管理者の募集について

応募される皆様へ

1 はじめに

音更町総合体育館・武道館の指定管理者を募集します。

指定期間は、令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間です。

2 指定の手続

(1) 公募及び選定の方式

指定管理者の公募及び選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、音更町指定管理者選定委員会の審査により指定管理候補者を選定後、仮協定を締結します。

(2) 応募資格

音更町総合体育館・武道館の指定管理者に申請ができるのは、単一の法人で応募する場合は北海道内に事業所を有する法人とし、グループにより応募する場合は代表法人とグループを構成する全ての法人が北海道内に事業所を有する法人とします。

なお、個人や法人格を有しない団体は、応募することができません。

また、次のいずれかに該当する法人（グループを構成する法人を含む。）は、応募することができません。

- ① 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 音更町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年音更町条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号の暴力団員である者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある団体
- ④ 破産手続開始の決定を受けた法人又は精算法人
- ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者がいる法人
- ⑥ 国税及び地方税を滞納している団体
- ⑦ 暴排条例第2条第3号の暴力団関係事業者である団体
※北海道釧路方面帯広警察署に対し暴力団該当事項の照会をすることがあります。
- ⑧ その他の事項

(3) 申請書類

指定管理者に応募する際は、指定管理者指定申請書（別添）に次に掲げる書類を添えて、令和6年10月25日（金）までに教育委員会生涯学習部スポーツ課施設管理係に申請してください。

- ① 申請資格に係る申立書（別添）
- ② 定款又は寄附行為及び登記簿謄本
- ③ 国税及び地方税を滞納していないことを証する書類

- ④ 管理を行う公の施設の事業計画書（別添）
- ⑤ 管理に係る収支計画書（別添）
- ⑥ 収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
（当該法人の令和3年度から令和5年度分）
- ⑦ 収支予算書又はこれらに類する書類（当該法人の令和5年度もしくは令和6年度分）
- ⑧ ①～⑦の申請書類は、原本1部と写し13部をファイルにして提出してください。

（4）協定の締結

教育委員会は、仮協定を締結した指定管理候補者を議会の議決を経て正式に指定管理者として指定し、管理業務の実施に伴う必要な事項について、基本協定を締結します。

3 公募に係る書類

- ① 音更町総合体育館・武道館指定管理者募集要項
- ② 音更町総合体育館・武道館指定管理者業務水準書
- ③ 音更町総合体育館・武道館の概要
- ④ 申請書等
 - ・ 指定管理者指定申請書（※申請時に提出してください。）
 - ・ 申請資格に係る申立書（※申請時に提出してください。）
 - ・ 公募説明会及び施設見学会参加申込書
- ⑤ 音更町総合体育館・武道館事業計画書・収支計画書（※申請時に提出してください。）

※関係する条例等については音更町のホームページ等でご確認ください。

- ・ 地方自治法、行政手続法ほか行政関連法規
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 音更町総合体育館条例
- ・ 音更町武道館条例
- ・ 音更町総合体育館条例施行規則
- ・ 音更町武道館条例施行規則
- ・ 音更町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・ 音更町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・ 音更町行政手続条例
- ・ 音更町行政手続条例施行規則
- ・ 音更町情報公開条例
- ・ 音更町情報公開条例施行規則
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 音更町個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 音更町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則
- ・ 音更町暴力団の排除の推進に関する条例
- ・ その他関連する規定

4 公募説明会・施設見学会の開催

令和6年8月5日（月）午後1時30分から公募説明会及び施設見学会（3の①②③⑤持参）を音更町総合体育館（サンドームおとふけ）及び武道館で開催しますので、参加を希望される方は、令和6年7月26日（金）までに「公募説明会及び施設見学会参加申込書」を教育委員会生涯学習部スポーツ課施設管理係に提出してください。

音更町教育委員会生涯学習部スポーツ課施設管理係
 〒080-0198 河東郡音更町元町2番地
 TEL 0155-42-2111 FAX 0155-42-6288
 E-mail sports@town.otofuke.hokkaido.jp